



不法投棄 監視サポーター 通信

(VOL.15)



川部中学校の活動風景
(令和5年6月)

令和6年3月19日発行 いわき市生活環境部廃棄物対策課
〒970-8686いわき市平字梅本21 ☎0246-22-7439

本市では、後を絶たない廃棄物の不法投棄の撲滅に向け、「不法投棄監視サポーター」制度により、市民の皆様ボランティアによる監視活動に取り組み、不法投棄の未然防止と早期発見に努めているところです。本通信は、その活動内容等について情報発信するものです。

サポーター登録者数
943名

(個人316名・団体627名)
(令和6年1月末現在)



磐城桜が丘高等学校の活動風景
(令和5年10月)



いわき支援学校高等部
生徒会の活動風景
(令和5年8月)

不法投棄監視サポーターを募集！

活動内容・登録要件

市民の皆様が日ごろ、趣味や健康のために行っている散歩やジョギングにあわせて、不法投棄(野外焼却を含む)の監視を行うことにより、不法投棄等の未然防止と早期発見を図ることで、生活環境の保全を一層推進していくことを目的とした、ボランティア活動です。

※不法投棄監視サポーターには、帽子、蛍光ベストを貸与します。

◎申請資格

- ・18歳以上で市内にお住まいか勤務している方
- ・市内で不法投棄防止のための活動を行う団体

登録手続き

廃棄物対策課または各支所にある登録申請書に、必要事項をご記入のうえご提出ください。詳しくは廃棄物対策課(22-7439)までお問い合わせください。

⇒こちらのQRコードからも申し込みできます。



『QRコード』



(裏面もご覧ください)

令和4年度の不法投棄通報状況

令和4年度の市への不法投棄の通報件数は406件であり、令和3年度の361件を45件上回り、過去5年間では3番目に少ない件数となりました。

なお、不法投棄の大半は、缶やペットボトルなどの家庭ごみの投棄に関するものとなっています。

不法投棄通報件数の推移(H30～R4)



サポーター団体の皆様と不法投棄廃棄物の撤去活動を実施しました

令和5年6月26日(月)に不法投棄をさせない環境づくりの一環として、東北電力㈱いわき営業所及びいわき発電技術センター、東北電力ネットワーク㈱いわき電力センターの社員の皆様と下高久行政区の皆様、市職員の合計約50名により、平下高久地内の県道豊間・四倉線沿いにおいて、不法投棄廃棄物の撤去活動を実施しました。

不法投棄常習地区であり、また、覆い被さる草の中での作業となりましたが、皆様のご協力のおかげで、可燃ごみ86袋、不燃ごみ20袋をはじめ、大型ごみやその他処理困難物などを現場から撤去することができ、以前とは見違えるほど綺麗になりました。



◆土地所有者・管理者の皆様へ

ある日突然、自分の土地にごみが捨てられていたということはありませんか?!

そのごみは、捨てた者が不明な場合、自分で片付けなくてはなりません。

自分の土地を守るのは自分自身です。不法投棄を予防するためには、

- ① 囲いや扉の施錠を行い、物理的に投棄されにくくする。
- ② 道路に面した場所にバリケード、チェーン、警告看板、センサーライトを設置する。
- ③ 土地の見回り、雑草の除去などの管理を徹底し、土地を清潔に保つ。

など不法投棄されにくい環境を作ることが大切です。

不法投棄 しない させない ゆるさない

不法投棄は犯罪です

◎不法投棄とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条に、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定されています。

廃棄物を捨てるにあたり、定められたルールを守らずに投棄することを『不法投棄』といいます。

事業活動に伴って排出される『産業廃棄物』はもちろんのこと、日々の生活から出る『一般廃棄物』であっても、廃棄物をみだりに捨てることは、法律により禁止されています。

◎不法投棄に対する厳しい罰則

これに違反して廃棄物を捨てた場合、

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又は併科されます。

※ 廃棄物の不法投棄に関わった法人は、3億円以下の罰金に処せられます。